

各 位

管理・点検ルールが
変わります！

令 和 3 年 3 月
京 都 市 都 市 計 画 局

担当：都市景観部広告景観づくり推進課
電話：222-4137

屋外広告物の安全対策の更なる充実について

平素は、本市の景観行政に御協力を賜り誠にありがとうございます。

近年、他都市において老朽化した屋外広告物による重大な人身事故が相次いだことから、安心、安全をより一層高めるため、「京都市屋外広告物等に関する条例」を改正し、下記のとおり屋外広告物の管理や点検の義務を強化しましたのでお知らせします。

つきましては、管理や点検の実施について御協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 主な改正内容（詳細は「添付のチラシ」参照）

- (1) 管理、点検を必要とする屋外広告物等を「全ての屋外広告物」へ拡大
- (2) 管理をしなければならない者の拡大
従来の「表示者、設置者、管理者」に「所有者、占有者」を追加
- (3) 有資格者による安全点検を必要とする屋外広告物の拡大
従来の「(a)上下の長さが4メートルを超える屋外広告物（建築基準法上の工作物確認が必要なもの）」に加え、「(b)地上から上端までの高さが4メートルを超える位置に設置され、かつ、設置後9年を経過する全ての屋外広告物（許可を受けた屋外広告物等は、3年更新で3回目以降の更新のもの）」についても有資格者による安全点検を義務化

2 施行日

令和3年4月1日（上記1(3)(b)のみ令和6年4月1日）

3 お問合せ先

京都市都市計画局都市景観部広告景観づくり推進課（京都市役所分庁舎2階）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL：075-222-4137 FAX：075-251-2877

電子メール：okugai@city.kyoto.lg.jp

看板の管理・点検ルールが 変わります！

2021.4.1～

改正の ポイント

- ① 「全ての屋外広告物」を管理・点検する必要があります。
- ② 有資格者による点検が必要となる屋外広告物を拡大します。
- ③ 管理の責任者として、所有者と占有者を追加します。



①「全ての屋外広告物」を管理・点検する必要があります。

	屋外広告物の種類	管理・点検義務	有資格者点検	点検結果報告
許可要の場合	A:上下の長さ4m超	○	○	○
	B:地上から上端までの設置高さ4m超 かつ設置後9年経過	○	●	○
	A・B以外	○		○
許可不要の場合	A	●	●	
	B	●	●	
	A・B以外	●		

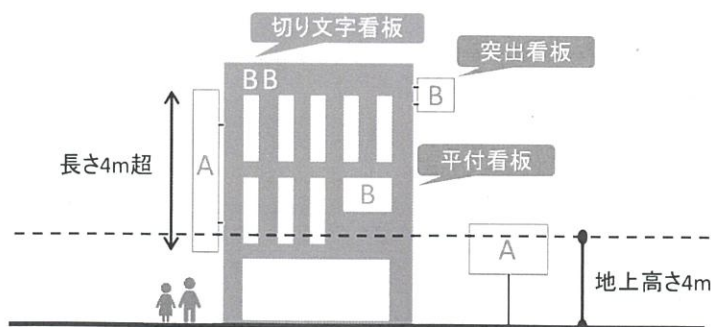
○:改正前から対象としているもの ●:改正により新たに対象となるもの

② 有資格者^(注)点検が必要な屋外広告物

A:上下の長さ4m超 (下図のA)
(建築基準法上の工作物確認が必要なもの)

**B:地上から上端までの設置高さ4m超
かつ設置後9年経過** (下図のB)

※Bについては、更新後の許可期間が令和6年4月1日以降に始まるのものから有資格者による点検が必要となります。



③ 管理の責任者

従来どおり看板等を表示、設置、管理している方に管理の責任がありますが、所有者、占有者にも責任をもって管理する必要があることを明記しています。

(注)有資格者

- ・屋外広告士
- ・屋外広告物点検技能講習修了者
- ・建築士(1級, 2級, 木造)
- ・電気工事士(第1種, 第2種)
- ・電気主任技術者
(第1種, 第2種, 第3種)
- ・職業訓練指導員(広告美術科)
- ・技能検定合格者
(広告美術仕上げ(3級除く))
- ・**特定建築物調査員**

※下線:改正により追加

Q&A

Q 資格者点検が必要な屋外広告物とは？

A:上下の長さ4m超

(建築基準法上の工作物確認が必要なもの)

B:地上から上端までの設置高さ4m超かつ設置後9年経過

Bについては、更新後の許可期間が、令和6年4月1日以降に始まるものから有資格者による点検が必要となります。

Q 許可を受けた広告物の中に有資格者点検の対象となるものがあるか知りたい

Aに該当する場合、許可書の管理者の欄に、管理者の資格「要」となっています。

Bは、許可書の広告物の種類等の欄の高さの項目で4mを超える看板で、かつ設置後9年を経過している場合対象となります。

Q 点検義務のない広告物は？

- 1 点検義務のない広告物
貼り紙や壁面に直接塗装、彫刻されたもの等
- 2 有資格者点検の義務のない広告物
幕、のれん、ちょうちんなどの簡易な広告物

Q 有資格者点検をどこに頼めばよいかわからない

点検をどこに頼めばいいかわからないなど、お困りの場合は、京都府内に事業所を有する看板業者の組合である「京都府広告美術協同組合」にご相談ください。
TEL(075)313-0800

Q 点検報告書の様式はある？

3年に1回の許可更新時には点検報告書の提出が必要です。
本市が規定する点検報告書をご利用ください。

建築基準法上の定期報告を行っている場合は、一部、写しをもって代用できる場合があります。詳しくは、本市までお問い合わせください。

ご不明な点は京都市へお問い合わせください。

京都市 屋外広告物 条例改正 検索



京都市印刷物 第024722号 発行月 令和3年1月発行

この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ

京都市都市計画局都市景観部広告景観づくり推進課
〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488
京都市役所分庁舎2階
TEL 075-222-4137 メール okugai@city.kyoto.lg.jp

屋外広告物等点検報告書

提出日： 年 月 日

(あて先) 京 都 市 長

報告者 住 所 _____

氏 名 _____

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

屋外広告物の点検結果を下記のとおり報告します。

設 置 場 所	京都市			
申 請 コ ー ド	(個 票 番 号)	点 検 年 月 日	年 月 日	
点 検 者	住 所			
	氏 名			
	電 話 番 号			
	点 検 資 格 ^{※1}	<input type="checkbox"/> 屋外広告士 <input type="checkbox"/> 屋外広告物点検技能講習修了者 <input type="checkbox"/> 建築士(1級/2級/木造) <input type="checkbox"/> 電気工事士(1種/2種) <input type="checkbox"/> 電気主任技術者(1種/2種/3種) <input type="checkbox"/> 職業訓練指導員(広告美術科) <input type="checkbox"/> 技能検定合格者(広告美術仕上げ(3級除く)) <input type="checkbox"/> 特定建築物調査員 <input type="checkbox"/> なし		
点 検 箇 所	点 検 項 目	異常の有無等 ^{※2}	備考 ※「経過観察」の場合、その内容を記入 ※「有」の場合、改善状況を記入	
上 部 基 礎 構 造	上部構造全体の傾斜、ぐらつき	無	経過観察	有
	基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	無	経過観察	有
	鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	無	経過観察	有
支 持 部	鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間	無	経過観察	有
	鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)のゆるみ、欠落	無	経過観察	有
取 付 部	アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	無	経過観察	有
	溶接部の劣化、コーキングの劣化等	無	経過観察	有
	取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常	無	経過観察	有
広 告 板	表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落、退色	無	経過観察	有
	側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損、退色	無	経過観察	有
	広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	無	経過観察	有
照 明 装 置	照明装置の不点灯、不発光	無	経過観察	有
	照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	無	経過観察	有
	周辺機器の劣化、破損	無	経過観察	有
そ の 他	装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品の腐食、破損	無	経過観察	有
	その他点検した事項 ()	無	経過観察	有

(注) 1 有資格者点検が必要な屋外広告物が含まれる場合は、点検者の資格を証明する書類の写しを添付してください。
有資格者点検の必要がない屋外広告物についても、安全確保の観点から、京都市の屋外広告業登録業者[※]等の専門知識のある者による点検に御協力ください。

※ 京都市ホームページで京都市屋外広告業登録業者 一覧を公開しています。
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000042016.html>)

2 異常の有無等の欄は、「無」「経過観察」「有」のいずれかを○で囲んでください。

「経過観察」：安全点検の結果、現時点で安全性に問題はないが、経過観察が必要な場合